

## 「国保は社会保障という視点から差押問題を考える」

長友薫輝（三重短期大学）

### 1. はじめに

(1) 差押えという政策的対応

- ①差押えをしなければならない理由とは？
- ②差押えにかかる経費は？
- ③差押えという行為から、行政と地域住民との関係を考える。

(2) 国保の現状

- ①低所得者が多く加入し高い負担となっている。政府の認識にも上っている。
- ②機能不全状態となっていることは明らか。→ そもそも制度設計上、以前から無理が指摘されていた。
- ③「保険者機能の強化」、つまり広域化を中心とする応急処置で事態は打開するのだろうか。  
→医療保険の一元化を進める

(3) 医療そして社会保障をとりまく現状

- ①東日本大震災の影響
- ②「TPP交渉への参加」と「社会保障と税の一体改革」
- ③社会保障改革の方向性、社会保障は「助け合い」

### 2. 差押えという政策的対応

(1) 差押えをしなければならないのはなぜか？

- ・「滞納整理」と称する政策的対応
  - ・未収金の徴収、国保加入者間の不公平感の是正、「見せしめ」効果・・・
- 差押えは「制裁措置」。常に妥当性、必然性があるのかどうか問われなければならない。

(2) 差押えにかかる経費は？

- ・差押えを実行するためにかかる費用について、多くの自治体（保険者）では精査していないのではないかと？
- ・その費用はなぜか精査せずに、差押えの対象となる国保加入者の「懐加減」を精査する。
- ・収納率を上げるために必要なことは差押えだけなのだろうか。

### (3)「差押えの実態」と「住民の生活実態」

#### ①行政による「悪質」⇨「貧困」と考えるのが妥当ではないだろうか。

・保険料を支払わない世帯は、行政によって悪質という烙印を押される。が、⇨貧困状態にあると考え対策を立て実行するのが先決ではないか。

・住民の生活を支え国保世帯というだけでなく納税者、地域の消費者として育てるという視点が不可欠。

→ 地域内循環をイメージし地域経済を育てる。業者、職人を育てる。地域の力を維持、発展させることが必要。「地域内再投資力」(岡田知弘)

#### ②子どものための学資保険や自営業者の運転資金・・・

・それほどの資金や資産しか国保世帯には残されていないという薄氷の状態であることが差押えの実態から分かる。

→ 薄氷の上に置かれている国保世帯の経済的状况を中心に社会的なつながりの有無など、住民の生活実態を把握することが先決。

→ 制裁措置をちらつかせながらの強制徴収は、行政が率先してやるべきことかどうか。

#### ③差押えにみる「行政と地域住民との関係」

・行政、公務員は「取り立て屋」でよいのかどうか。

・一方で、公務員に対する攻撃や非難の存在。住民側の意識の変容も必要。

・生活保護世帯に対する無用な攻撃、非難も作り出され、全体として低位水準へ。

## 3. 国保の現状

### (1) 国保加入者の特徴

#### ①国保加入者の変化

2007(平成19)年度 — 農水業 3.9%、自営業 14.3%、被用者 23.6%、無職 55.4%

2009(平成21)年度 — 農水業 3.1%、自営業 16.3%、被用者 35.2%、無職 39.6%

\*2008年度から後期高齢者医療制度スタート(75歳以上加入)

#### ②国保加入者の平均所得

2005(平成17)年度 — 168万7千円

2008(平成20)年度 — 168万円

2009(平成21)年度 — 158万円

→ 低所得者、非正規雇用者が多く加入し高い負担となっている。このことは政府の認識にも上っている(社会保障改革会議などでも)。

## (2) 国保の構造的な問題

①皆保険体制において国保に加入する人々の仕組みが問題を抱えながらも放置されてきた。

・「農業者や都市部の自営業者の医療保険」、「無業者・低所得者・高齢者の公費医療制度」という2つの性格を国民皆保険体制スタート時より帯びている。

②国による財源保障が後退したままであること。近年では自治体財政健全化法の影響。

→ 機能不全状態となっていることは明らか。上記の2つの問題への対応が先決。皆保険体制を維持することはすべての政党の共通理解でもあり、皆保険体制を維持するには国保への国庫負担の増額は回避できない。

## (3) 国保と社会保障改革

・「保険者機能の強化」、広域化を中心とする対応で事態は打開するのかどうか。

→長期的には医療保険の一元化を進める。

## 4. 医療そして社会保障をとりまく現状

(1) 東日本大震災の影響 「政策推進指針」閣議決定(2011年5月17日)

①震災復興、②財政・社会保障の持続性確保、③国家戦略の再設計

→ TPP(環太平洋連携協定)交渉参加の判断時期を先送り。

「11月までには態度を決めないといけない」(与謝野経済財政担当大臣)

(2)「TPP交渉への参加」と「社会保障と税の一体改革」

・TPPは基本的にはアメリカと日本のFTAとみるのが妥当。

・社会保障、とくに医療に限定して考えれば、市場化、営利化がその中心となる。

・震災の影響もあるため、当初想定されたよりは実現可能性は低い。

(3) 社会保障改革の方向性、社会保障は「助け合い」

・社会保障は「共助」として助け合いを強調するのが改革の基本的な考え方。

・とくに、社会保険は助け合いだとしているのが特徴。これは国保行政においても共通。

→ しかし、社会保険は次のような2つの原理によって成り立っているという基本的な認識が必要。

①社会原理 一個人や相互扶助では対応できない問題に対する社会的対応を示した原理  
\*公費負担、事業主負担の義務

②保険原理 一保険料を納めた者のみに保険給付の資格ありとする、保険の技術的側面の原理(排除論理)

\*納めることができなければ保険からは排除される。「受益者負担論」と連動。

(4) 医療、社会保障の財源は？

・ 社会保険である医療の財源は社会保険料（医療保険料）ですべて賅っているわけではない。

・ 医療保険料が5割、税金が約3割強、患者自己負担が約1割強という財政構造。

(5) 政権交代によって社会保障はどう変わったのか？

①確認事項。医療費抑制策は継続中。

・ 給付の抑制&保険料負担増という「負担と給付の一体化」を追求する方向性。

・ 民主党政権は医療費抑制策に忠実とみるのが妥当。

②医療労働者、介護労働者、福祉労働者など対人サービス労働への社会的対応策は？

## 5. おわりに

1～4で触れなかった点について・・・

(1) 国保の課題は広域化で解決するかどうか

①スケールメリット論 → 大きくなれば解決するか？ 市町村合併は？

②ペアズユーゴー原則（すでに介護保険の会議などでは出されている）

③国保の問題点の解決策を囫らせずに、当面棚上げして、国保の運営主体を都道府県に移行させて、国保の延命策としたいのが今回の国保の広域化。

④つまり、看板のかけ替えに過ぎないということになるのではないだろうか。

(2) 差押えにみる国保行政に対してどのような行動が選択できるのか

「公害を通じてあらわになって来たのは、長いあいだの地方自治の停滞であり、またそのなかで、いつの間にか自己を見失いつつある地域住民、私たち一人一人の姿なのです。私たちが自分をとりもどそうとするなら、公害は一つの突破口なんだと私は感じます。私たちは、自分が生きるということに、しあわせを生きることに、もっと貪欲になるべきではないか。生きる権利というものに、もっともっと目ざめなければいけないのではないか。生きる権利をがむしゃらに求めるところからすべてははじまる。」

田尻宗昭『四日市・死の海と闘う』岩波新書、1972年